

(別紙)
エスプラス株式会社 返戻金制度

返戻金制度	返戻金制度 採用決定者が入社後 3 か月以内に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。 (1) 入社後、1 カ月未満に雇用契約が終了した場合 80 % (2) 入社後、1 カ月以上 2 カ月未満に雇用契約が終了した場合 50 % (3) 入社後、2 カ月以上 3 カ月未満に雇用契約が終了した場合 30 % 手数料負担者は 弊社 とします。
-------	---

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：23-ユ-301860
事業所の名称：エスプラス株式会社